

古史通

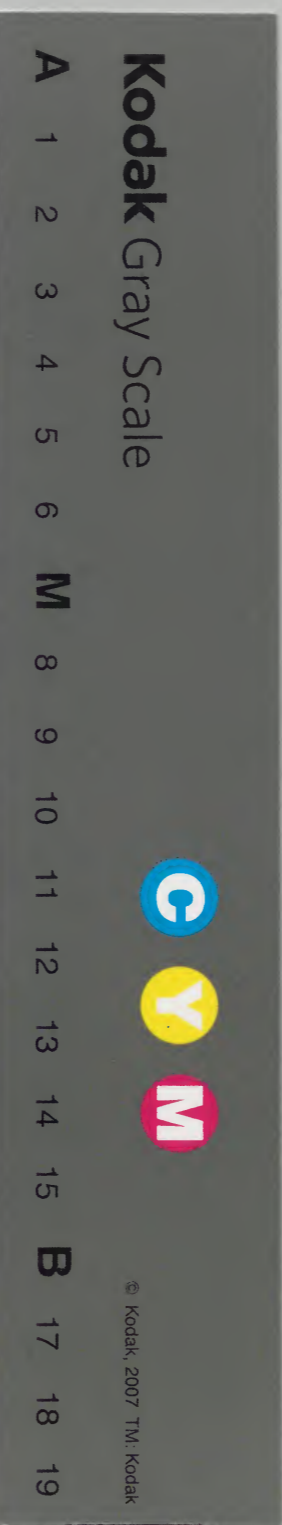
和書門類	四二五	一	一	四
	一七	一	一	冊
	一	一	一	架
	一	一	一	函
	一	一	一	號

205

內閣文庫	和書類	四二五	一	一	四
		一七	一	一	冊
		一	一	一	架
		一	一	一	函
		一	一	一	號

內閣文庫		
番號	和	42517
冊數		4 (1)
函號	141	205

141-205



新井筑後守從五位下源朝臣君美撰

古史通 全四卷

東京書林 一貫堂鱸氏上櫻

古史通序

今ハセリ一 あり 東乃

大軍天ノ 汲らる 寸先らされ 孝の所門也

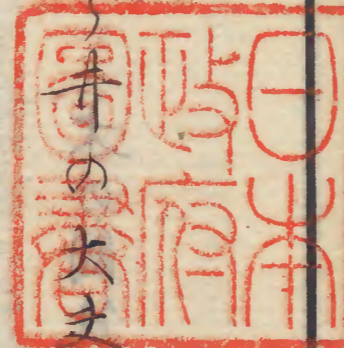
侍トらる 所政事の大さ少 記ハシ あり

正一 新らる あり 始 記 一 つ あり あり あり

あり あり あり 世のさまた あり あり あり あり あり

海ハ主機 千け 織多すか 八 緒乃 珍と 調へ あり

あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり



古史通ハいつく吳なるやとあられど如斯く
しきれあつて是れ乃文のちうけふやハいつくや
ちくたよいつくはれさるをこゝろあつてひく老の
すく文をなす世りひくくものさるわさ成さる
を書きくよしをいかにかくしきりぬ

明治四とを幸ふといふ儀れハ月日

木の國熊野住郎木莊司

穂積并真年

古史通讀法凡例

讀法

本朝上古の事を記せし書をうるは其義を語之間より
求めて其記せし所の文字を拘るへうは上古の代は今此文字と
つよものハあらず先世よりして言嗣き語り嗣しるを後世は人毛
万といひつき語嗣しものさる入皇第十六代の帝應神天皇十五
年秋百濟王の貢使阿直岐アデキといひしもの来れり此人經典を讀るを
能くしは菟道の太子師とし學びて乃りハ我國ありてい乃ち
文字を傳習ふるは始と見えなれども其代より後く行を
しりといふえす第十八代履中天皇四年秋始て諸國より

國史を置き言事を記して四方此志を達しよまひハ我國り
今字の行はるるを始と見えたり第三十四代推古天皇二十八
年の春上宮太子ヲ稱我馬子宿祢とやれハ勅を奉るれに由りて
古記を脩めて先代舊事本紀を撰ばず其代古記といひれり
履中天皇始て國史を置き言事をとるるにめられしより後
彼先世よりいつきかうつきしつを今字を用ひてあるしや
終つ所なるべしとれとて今字を用ひしハ俗に仮字
といふのを用ふる如くハ漢字の聲音を仮して我俗の語
言を記しとるるなり歟日本紀に上宮記の仮名ハとてハ舊事本
紀の前よりあり仮名の本ハ此書の前よりありといふべし

すむむち是なり上宮太子舊事本紀を撰むれし時に至て乎とハ
漢土の人ハ梵語を叙してあるに漢字を用ひる如くよその
字義を取て其字音ふしとれハ其文字をよむるハ其字音
よむるにハ我國の語言はとるるに於て倭訓といふるも
出来れどと見えたりとれハ我國の哥詞のこととハ其聲調句律
相通せざる所あるを是ハ梵土の陀羅尼の漢語を以て訳とハ
うしとて漢音を仮して其梵音をうつし置らんとくたされく
その字音を仮用ひてその字義をとれは上宮太子稱し
聖なりと申せども聖人のやより盡く知り盡く能し孫をさる
所阿まハ其字を用ひるにハ其義ハ相合ふべきあり

其後第四十三代元明天皇和銅五年の春太朝臣安廣呂
 勅を奉りて撰録せし古事記ハ舊事紀ヲ用ひられし所の
 文を改め志ふせしと云ふの多くハ其序ハ毛敷^キ文^ヲ構^フ句^ヲ於^テ
 字^ニ即^テ難^シ已^レ因^レ訓^レ述^レ者^ハ詞^不逮^ハ心^全以^レ音^連者^ハ事^趣更^長長^シ
 也^ハ志^ふし^る多^ク云^ハ色^色仮^用ゆ^ふ所^の字^により^テこの正^実はたがひ
 て^らの虚^偽を加^へむ^ことを恐^る故^と忍^える^るを以^テ凡
 上古^の事^を記^せし^{もの}を^るハ其^記せ^し所^の文^字ヲ
 拘^らず^んに^しく^其義^をを^語言^の間^を求^むし^とハ申^を敢^て
 正^実は^たが^ひて^虚偽^を加^ふる^ハ第^四十^代天^武天^皇の^御時^に諸^家ハ
 傳^ふ所^の帝^記本^辭を^て正^実は^違ひ^て多^クハ虚^偽を^加ふ^る事^を憂^へ
 恐^ひし^とい^ふこ^とを^なら^ず古^事記^の序^ヲ詳^{なる}を^恐れ^こと^の多^ク
 を^推し^考ふ^に舊^事本^紀ハ仮^用ひ^られ^し所^の字^により^テ異^端荒^謬の^説

を招致されし^る多^しと^忍え^るを^りた^とハ^も伊^弉諾^尊と^志る^をさ^き
 し^はより^テ梵^語乃^伊弉^那天^{これ}なり^{とい}ひ^碓臈^鳥と^しる^をさ^れ
 し^はより^テ梵^語の^唵呼^盧の^義去^るなり^{とい}ひ^大日^貴と^しる^をさ^れ
 き^しは^{より}テ^日天^子大^日如^來が^の説^{あり}海^神と^しる^をさ^き
 より^テ龍^神龍^女の^説あり^すへ^くあ^らむ
 ら^のた^くひ^盡く^まし^るを^にい^はま^あら^ば

古事記序ハ全以音連者事趣更長と忍え^しハ凡今字を仮
 用ゆる俗^ニハ所^の真^名仮^名を^用ゆ^る法^の如^くなる^時ハ
 其^字の^多く^なり^て其^句ハ^長く^なれ^るを^つら^うと^あら^むに
 其^字の^多く^して^{その}句^の長^きを^母何^んに^專ら^仮名^を用^ゆる
 法^ハし^ぬい^かれ^るあ^ら也^まと^く我^國の^方言^ハ日^を呼^ぶ
 比^とふ^{なり}仮^名を^用ゆ^る法^ハより^テ今^字ハ^音を^かり^て比^の
 字^を用^ひん^ハ我^國の^方言^に比^てし^るの^猶多^しい^つの^の

このを存言と云ふ其疑なきにあらず 今字を借用して讀む比といふは、日永極校の歟
靈亦その語をばおなし其餘字音によりては所殊非亦の語をある也 これハ其字義よりて借用ひざるるをも得難し云うれども我國はしてハ日をさうして比といふ日の字
ハ此の音あるハ何れもその字ハ我國にして比といふの即是也
こゝきによりて其字を用ひ讀て比といふゆゑ又これを仮るとハ申はるるまゝとし其仮用ゆるふ或ハ舛誤あり或ハ疑似あるハ至りてハつひは本実ヲ違ふ所あれば凡我國上古の事と記せし
ものをさるるハ其義を語言の間より求めて其字を拘るるへうすと
此申はるる 此とハ我國上古の俗ハ海を呼て阿麻といふ天を呼て阿毎とい
見るものこれ海上の地をさるといふるを解せんして上天をさるとも虚空をさし
つゝともいふるときはハ仮用ゆるふの字其疑似ハ誤りる故あり其字

拘ることれくして上古の俗多珂阿麻能播羅といひし語言よりて其義を求る時は多珂間の海上なることおのつゝ明らなるが如し
凡經史おのゝ其體を異にし史ハ実ヲ據て事を記して世の鑑戒を示さるものなり
我國の史ハ舊事本紀を以て始とす日本本紀ハ又舊事本紀ヲ據りて撰録せられしなり
いふなりたゞ其體製異朝史漢のまふ同じかざるは亦有と言と
其史なることハあきらかに然るに後の日本本紀を講解する
この上古の事ハ至てハ詭辯競逐く一ハ異端より出ん其
言の得ざる及ひてハ神道不測以て論をべうとてつゝ太古
朴陋の俗いつれの國よりなるへは異朝の書にいつ所の盤古
氏大荒の世に生まれて其頭四岳となり其眼日月とかりしと



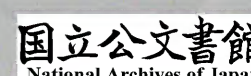
つふるのふとれ女媧氏石を鍊りて天を補ひ鼈を斷て四極
 を立てしやいふことのふれこれ是我國にして太古の時の
 事をついつも語りくふ相同じ鴻荒の世聖人不取といひし
 るのハたゞ其説の荒誕なるをめよもあはれ其疑ひを闕き給
 ひしづ故也楊朱列禦寇がふともハ世はつふふの異端之徒
 也志々も列子此書は楊子のことばを志るして太古の事
 滅びしう孰うたきを誌さんや三皇のる存するう如く亡するが
 ふとし五帝の事覺るうとく夢るうことし三王之事或ハ
 隠し或ハ顯つる億は一川を識るん商夏の事或ハ聞き或ハ
 見る萬る一川を志るげ目前の事或ハ存し或ハ廢す

千一を識るんといふ我國上古の事又これふおれざれも
 舊事紀は忍えしふも有るめなれう如くなるるゆれ多くく
 僅る覚めぬる人のこれ見し夢を説くふ似多る事と毛苴の
 人の言嗣し所の隱をせる顯をせる其異同何るやに記し
 置きしハ多々疑を傳へられしと云ふる日本紀はも万こ
 あきよめ終る諸説を雜記き其用捨るに至りてハ後世
 の君子を俟きしとハ申す也然るを後の其説をほくする
 人々目前の事を論するぶとくに盡くさるんといふふれさ
 り至りてやむと心得るべきなり

我國の文おのめく其體製あり其文をい記句を構ふるに

此事をいひ出れへきせめよつ彼事をいふありおれを発語の詞を諷刺
も又ハ枕詞といふと召えり太朴太朴をかくていふへきためよ振振をかくていふへきためよ神神をかくていふへきためよといひ荒振神といふへきためりおづ道速振といふとまひこまひ
其名ふりり其言を假託しおとくハ其名を奇稲田姫といふより湯津津間津間をかくていふへきためよ振振をかくていふへきためよといひ其名を八岐大蛇といふより
て身ハひとつとして八頭八尾ありといふのををひ殊り多し
おもしろ類其文の過て質を滅らる故ふ其仮を認て真と
をべきあり又かの奇異荒怪のりふ至ては太古朴陋之俗
いひつき語をつきし所なる故又ハ太朴やうをく散せし代
至て其事を神りすべきせめよ言を造てしふなる故此未
の類ハいつきの國もこれなきふあり異朝の書天地初立
て天皇氏あり十三頭次ハ地皇氏あり十一頭次ハ人皇氏あり

九頭と召えしをを一人の身にりて或ハ十三頭或ハ十一頭
或ハ九頭ありしかりといひし説あるをこれるにり太古
の俗朴質りて人を數ふ事鳥獸のことにくに其頭を以て
數ふるに十三頭といふハ天皇氏十三世あり十一頭といふは
地皇氏十一世あり九頭といふハ人皇氏兄弟九人なり又女媧氏石
を鍊りて天を神ひしといふも石を敲きて火をとる昏黒之變
を通して天の及もさる所を神りれりなり此後世に膏を
焚き晷る繼るの始也又義和日を生しといふも甲乙丙
丁戊己庚辛壬癸の十日ありにおひて始る帝義月を生し
しといふも三十日を積る一月となり十二月を積て一年と



ちることをいひて始めて始まり、これ後世曆日の始なり又蚩尤が獸身
 人語銅鐵の額ありしをいふもこれ後世金華の事の始なり
 皆これ太古の俗朴質之言に出し所をへて此等の類讀むの
 辭を以て意を害むることなるべしといひ傳へたり我國上古の
 事共をつひ繼語つきていふも又かくの如し其詞を以て意を
 害むるるゆゑなり其書をよむことの要旨とをへきりの也
 凡天下の言も古言なり今言あり其古今此間におひて又その
 方言ありその方言の中も又おのづから雅言あり俗言ありよく
 辨ふへきなり古言とを太古より近古に至るまでおのづから其世の
 人のいひし所の語言なり今言とを今世の人のいひし所の語言也唯今今五

方外人の語言おのづから同しうする所あるのみならず古の時とく
 ちり又おのづから其世よりして五方の語言おのづからぬ所有事又
 猶今のこゝし古も今も中土東西南北の人も其人もハ雅なる
 ある俗なるあり大やうハ外人の云ふも多くハ雅言ありやま
 う云所ハ俗言にあつたはさくめし其中古言の今も傳へざる
 を論するにも及ばず又今の人といふ所の古言に出て其解し説を
 待すして其義明らざるも又論するも及ばず古言の今も猶のこ
 りて今の人といふ所ハあるも其語の解さへきあり又解
 さへくざるものも少なりん爾雅の書ハ叙言をいふ
 事ハ古言今言其異あるを是を解く人をいひて知らし

びるを叙詰と申は也古今の間五方の言の能通する事なきと
 出まを解て人をして知らしむるを叙言と申は也千載の下は
 生きたる千載の上を論し一方の内はありて四方の外は通せん
 事難うはとは申をへうはさうハ前もまをせし我國上古
 の書を記せし事とるに其義と語言の間は求むべしと子
 事そやとかるべきるにありはるは似たりと今言より推て
 古言よ求めんる遠く我國の外は出るもあは天地の大
 なるよとしてこそとらんハこれ又一方は語言ちんハ其事
 難しとのこも申はへうす然るを況や先達の人古今の言
 を相通して叙を記し所もすくはるは彼是よりて其義を

ひとめば其萬一を得むこやあるべうんとも申は歴かゝん舊事紀古

事記日本書紀古語拾遺等は古語を叙せし所をくなくは倭歌の
 事を叙せしものよよく古語を叙せし物ども多しと見えたり古
 の哥の詞も東西南北の方言ありし事萬葉
 集を叙せし物ども多く見えたり

我國上古の事猶誣^またるもの世の人いつき語り嗣
 し所の語言の間はある也これハ漢字を傳へ来て我國の語言を
 譯して其字を借用ひは至て其訳せしもの義はあへると合さると
 るよつて疑ひたりあるを免れず上古の語言のありし
 りくに猶今も傳はれるハ哥詞と地名との二也哥詞のことを
 後の撰述のもの改め作るをえり前条に論する所の如し
 地名に至てハ或ハ國を廢して郡を置たり或ハ郡を置せて國を



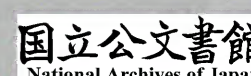
なまきし類も多しといふがも異朝の歴代易姓改
號州縣郡國其沿革同じからざるがごとくはあらは
こをりて今より古を考ふるにおのづから其徴とす
るも足き教りのあるり世に人其心を用ゆる所精しか
らばいさかかして我手迹の聲もる地を知る事を得ぞみ
ざりも異朝の書を徴せし我國ハ夏の少康之後也我祖
ハ呉の太伯の後也かど申はハ異端之徒の伊特那天毗盧
遮那を以て天祖を誣申す説も相同じ惟皇たる上天斯人
も衷を降し給ふのけきの方あり神聖を生じ給はざるべ
きいむむを必む其いふ所の華ふして聖を生じ其いふ所

の梵もして佛を生じらるゝなるべき或も又其事を神
ふして六統を秘するは天統を尊ぶ義也といふべけれど
其民を愚ふし自ら尊大ふするは秦の二世もして滅
し所也天之昭昭と教ハ横目之民望で視ずといふのな
し其天を留の所以も至てハ聖も又知るやかからんま
其事を神ふして二統を秘するがためは名ならず我國の
皇統の天地と共に悠久のおちよん故も又神ふして秘
する事にまら給ふべきもあらず
四十四代のみを元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述
成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢せり其



後五十一代おみうど平城天皇大同二年乃至りて忌部廣成古語拾遺を撰進す世の人又ち地を取らば其故ハ日本書紀奏上りてしえじ勅して始々其書を講せしめらばしよる歴代の天子儒臣も勅して其書を講せしめられしよるつゝは世儒専門之学となりし故也むかし孔子魯の國史春秋の書を筆削ありて後又左氏公羊氏穀梁氏鄒氏郊氏其学を傳ふるや中鄒郊二氏の傳ハ七びて左公穀三氏の傳ハ世世の学者其学を受傳て其説とする所おのく同じからずされど其傳ふる所の毛氏ハ並ら孔子春秋の学ハあらざるを辨し凡孔子の春秋と学ん

者其筆削の意うおひて能く得る所あるを以て能く其学を傳ふるとはいふべき事勿論也と云々我傳ふる所の説孔子筆削の意をよく得るむし其師説はたがふ所ならん事然るをし彼傳ふ所の説我傳ふる所も其義長じきらん其我をすて彼は從むも又云々べしたとひ其師説はまがふ所なるむし孔子筆削の意をおひて得る所なるを云々を稱じく孔子春秋の学といはん事は云々本朝の國史と學ふるも又此事は似たる所あり舊事紀古事記日本書紀等の事ハみれこれ朝廷の勅旨に係りて我國上古神世より始て



歷代君臣の事業を紀載せらる所也と云はれど其云ふは
 一所のみは其の異同ありしる孔子春秋の書と傳ふるも
 の其説り異同ある事のごとしさるば専ら日本書紀の
 説ふの云々をみざる舊事紀古事記等此書を廢せん事然
 るべしと云はれどいつを乃書り出し所なること其事實小違
 ふる所なく其理義もおひて長せりと見ゆる説ふ云々
 小を摺古此學ひとはいふべきものなり其餘諸家の書
 又えし説多かれども朝廷の正史實錄等不出ざる所を其
 徴とするは是るは舊事本紀の書蘇我大臣の序を觀る
 に上宮太子述作いまだ覺らばしく覺らばし撰録のる

輟て續らば小きによて撰定せらる所十卷を奏上し
 其餘ハ更ニ後勅を待て撰録をべしと見えたり今其書を
 閱する小重複錯亂を此撰定すといふ所のりも猶是未
 成之書と見えたりかの神奇鬼怪之事小至てハ其好む所
 小淫して老入るを此は佛又出づ後の異端之徒其説を
 附會を爲ること其由來なきにあらば況や其筆を起さ小
 男兒女弟夫婦偶と成まといひ其筆を絶つは子姪姨母父
 子姪を聚るんといふ各教もおひてなるの教とし鑑戒を
 おひてなりの戒とする所あるべき後此述者其謬を襲
 て其非を覺らば後の説者其非を知りて其謬を正さず壹



是は皆神道の不測と以て辨せざる事を得ば伊弉册兄と
妹とあて夫婦となすことおふこ我男女配匹之始也といひ
又昔不合尊の御姨よておふこを繼母とておしおせし玉依
姫を娶りて妃となすにぬひとゆひ此餘伊弉諾伊弉册の
二神氷蛭兒を生くるぬひ三歳よなるまで脚とくばとて流
しすてられしといひ伊弉册の神火の神を産たさふ時は
神去りたまひ伊弉諾の神ミツの神の御子をきこて段
段また給ひしといひ素盞鳥神父の神は逐きぬひ御姉
はいとま申さんとて天よりおまひしを天照大神軍起
してふせがれしといふ所を得たまひしと見えんさき
はおひて其倫の正しき所を得たまひしと見えんさき
ど細は舊事古事等の紀日本書紀并其注に見えん所
と見る時ハ其説の非なる事ハおのづから明らなるる
や讀者よよく思を致さきなる

古史通讀法終

凡例

一凡此書は先代舊事本紀古事記日本書紀等よみえし所
を通じ考て其義長する所に據りて其要を撮りて掲げ
書し其文辭の解釋すべきをは各條の下は低書してこ
きを注し其注の解釋すべきを細書して分注す此書
を以て名づくる事舊事古事等の紀記日本書紀これら
の書を相通トてあるはの義あり今字を借用ひし所古
語よりて相通トてあるはの義あり今字を借用ひし所古
を通ずるは義あり俗言を以て雅言を通ずるの義あり
其義多し
一凡撮要注釋其説の據る所ハ或各説の初は其書名を
注し或ハ各説の下は分注す是苟らも臆説は何ら尤

古事記

凡例

一貫堂

皆援據ある事を證し且ハ其説の出る所を明らるみし
 て其を併せ考ふるは便あるべき事也
 一凡舊事本紀日本書紀注等に見えし所に其説の異ある
 もの多其義長ぜし一説は據りて或ハ其説乃疑ハレ
 或ハ其文の長き要するに大義の存するもの多あざ
 敷をばあまを志体をいふれ多岐は其年を亡をむる
 を恐るるが故也

一凡此書ハ専ら其義を我國の古言ふりとめて假り用ゆ
 る所の今字に拘つる今字といふハ即今也漢字といふも今字といふハ即今也にあり
 て古ハ我國の語言と解釋せし所のりのおおひてハ心

の及ぶ限りハ尋究むる事ありき然きども神名神號
 等に至りてはひとつる日本書紀に見えし所は據りて
 書シルこれハ日本書紀に見えし所ハ世挙りて習熟する
 所なるが故也但し注釋の文ハ多くハ古事記に見えし
 所マとシがふまは古事記ハ俗マハカ所の真名假名
 の法を用ひる古俗の語言を記せし事ども多し前マハ
 一ハ所の其義と語言の間は求むる事は其益多きが故也
 況や今此書の作俗マハカ所の假名の法を用ゆる所な
 きハ古事記の書真名假名の所はおひて取用ゆる所最
 一多ハ隊マハカ所の書本紀の語ハ多し

古事記

凡例

〇二

一貫堂

世
史
通
卷
第
一
百
一
十
三
頁

一凡引用ゆる所の舊事本紀の説より元し神名神號等に
 古人の訓義相傳りざるは今は傍訓を加ふに及ば
 ずこれ其疑を闕ぶ故也
 一凡此書専ら舊事本紀古事記日本書紀を以て本據とす
 といへども或は名教はおける或は事實はおける斷を
 するに義を以てせざるを得べからざるに至りては其説
 を注下し附書すこれハ事既に僭踰を涉るといへども
 敢て其罪を避くべからざる所あるが故也
 一凡諸家の書おのく其説をなれ者すくるかを稱して
 異書秘藉といふものも既多し其色を舊事本紀古

事記日本書紀等より参考して其徴とすべきものなきハ
 一切を採り用ひんばまハいみへにいふ所の蕪辭異端
 徒は篇籍を穢むる故也
 一凡此書其義鬱してゐるだ條暢々々其事疑ていさざ
 明辨々々んをべて大方之謗りを貽すに足り後世此ま
 どもを解きかこうんハ別に或問を作りて擬對を出
 さハ蔓説を挿し注する時ハ端多く文長く觀るに便な
 らざるを恐るるが故也

正徳六年丙申三月上澣

筑後守從五位下源朝臣君美題

古史通 九列 一貫堂

五部六部... 其後守從五位下源朝臣君美撰

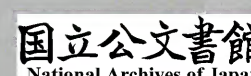
古史通卷之一

筑後守從五位下源朝臣君美撰

我國ひらけし初天地の中に生り出おせし神の名を國常立尊と申す又ハ國狹立尊と申す又ハ國底立尊と申す又ハ國狹立尊と申す又ハ國狹立尊と申す

と云るにこれハ道路相望り郡郷境を相接るの義也と
 へ功舊事紀日本書紀常陸國風國狹捷尊と申し又國狹
 立尊と申すも其語音の轉せしめて狹サの國又立たぬ
 し御事といふがごとし狹國ハいよ一葉の須志國馬來
 田國上海上國伊甚國武社國菊麻國阿波國印波國下海
 上國等の地即今の上總下總等の地出れるべし檀原
 宮御宇天皇の御代の初神武天皇の御事也總の國と名付られ
 しを其後又其國上下の地を割て上總下總の國と一又
 上總の地を割て安房國とハなす也舊事紀日本書紀
 遺等の説續日本紀古語拾豊斟淳尊と申すハ日本書紀に注せられし所
 によみ

多くの神號あるの中に豊國主豊國野豊組野豊齧野な
 ど見えしハ皆々豊斟淳と申す語音に轉せし也豊香節
 野淳經野豊買見野々と申せしハ其稱せし所の語同じ
 から縁ども其義ハ皆こも豊斟淳と申すに相遠らるん
 其中葉木國野尊と申せしハ舊説も其義詳るゆ由
 見え疎纂舊事紀に據るハ葉木國尊と申せしハ國常立
 の御事也と見えこれハ必らば豊斟淳の御事と
 爲定め申難しすべてお終りの號やら一よける事ハ
 豊國野の主の御事といふがごとし其國又ハ豊城の國
 とも申せしなるべし後は其國上下此地を割て上毛野



下毛野の國となされ其後まゝ上野下野をいふはさるるを
 せきぎり舊事紀古事記日本書紀續日本紀新後代及撰姓氏録等不見るし所によきり
 ひて常陸上總上野三國大守ハ皆補親王未有以他人任
 之例もいふは其本據ありてことなるも知べし
 見類聚三代格職原初等ハ舊説云地よりりて神の名を
 得るあり神にとりて地名を得るなりといふも據り時
 ハこれ神代卷抄に此等の神號なるしはせしハ其地名
 二條まゝに似たり
 次ハ神まゝ泥土煮尊妹沙土煮尊と申は又ハ泥土根妹沙
 土根とも申き次ハ神まゝ大戸之道尊妹大苦邊尊と申す

又此二柱の神を大戸摩彦尊妹大戸摩姫尊とも申し大富
 道妹大富邊尊とも申し次ハ神まゝ面足尊妹惶根尊と申
 す又此二柱の神を吾屋惶根尊妹忌檀城根尊とも申し又
 青檀城根尊妹吾屋檀城根尊とも申し次ハ神まゝ伊弉
 諾尊妹伊弉册尊と申は又此二柱の神ハ青檀城根尊之子
 也とを申し又ハ國常立尊天鏡尊を生給ひ天鏡尊天萬尊
 を生給ひ天萬尊沫蕩尊を生給ひ沫蕩尊伊弉諾尊を生給
 へりとも申すこを舊事紀日本書紀并其注に及し一書等の説よりて去るは所也又日本書紀
子泥土煮沙土煮より以下伊弉諾伊弉册至る迄凡ハ柱を男女耦生の神とし其注に又男女耦生の神ハ泥土煮尊沙土煮尊次ハ角織尊治織尊次ハ面足尊惶根尊次ハ伊弉諾尊伊弉册尊まじせしとゆいふと去るさる

此其去るされし所を足るにあり又舊事紀古事記より
されし所とを足るは其詳なることハ下に云ふ事なり
此等の神號地名に係むりとも聞えん或ハ其神功より
きる事れごとくすゆきとよいよご其義を詳みきん泥
土煮沙土煮まじ泥土根沙土根と申す事ハ其語音の轉
せしみて異義ありとを聞えん纂疏の説ハ此二柱の神
かゝる號おんしませし事たとへハ燧人氏の鑽木取火
しるれごとく禮含文嘉夙沙氏の煮海爲鹽事のごとく
み世本物を開き務を成して其民を利せらむしる能
とありしよりらんも知るべうらん大戸之道尊大若
邊尊を大戸摩彦大戸摩姫とも大富道大富邊と申せし

を其語音の轉せしなるべし舊説ハ上古の民ハ巢居
り穴處とてしを此時より始て屋宅ありと云ふしとい
ふ纂疏をくバヤとてそとへむ軒轅氏の時始有堂廡しるの
ぶとく披山通道し事のごとくに春秋内辭史記其神功
ありし事よりかゝる號もあはしむらん大
とハその神功を大也と云るの稱するべし戸といふも
止所也道といふハ行路也苦ハ草覆屋也邊といふハ家
也古語ハ家を邊といひこと又戸摩といふハ即苦也
萬葉集のうらもおほり又戸摩といふハ即苦也
妾といふ姫といふハ上古の俗男を稱して日子といひ女を
稱して日女といふをれち男女の美稱なれば妾姫ハ

古事記 卷之十一

の字を假用ひしハ其字義を取きりたり
凡彦姫と稱するの義後皆こきま
倣ふ面足惶根等の神號其義詳かりしは舊事紀のみ也此二
柱の神の御事を青檀城根尊妹吾屋檀城根尊としりさ
きく青檀城根尊とハ沫蕩尊とも又ハ面足尊とも申
す吾屋檀城根尊又ハ惶根尊とも又ハ蚊鴈姫尊とも申
すと注せら物き然るを日本書紀にかくしるされハ
古事記又しりせし所は據らる也
古事記にハ遊母陀
琉神妹阿夜訶志古
尼神とのこゑるし伊弉諾伊弉册等の神號古より相傳
其餘此神號ハ記さる伊弉諾伊弉册等の神號古より相傳
へるその義詳ならんといふと私記ハ見えたりをし
神功よりてかゝる號ハしるさむハこの二柱の

神ハ豊葦原の中、國始め開きたまひて其功既ニ至り其
徳も又大也といえしは舊事紀に伊弉と稱し申せしハ勇
といひ功といひぬ義もよく知るべし古訓に勇
佐と讀之功の字を伊佐表斯と讀む此等の字我國の古
語にいひし所とての義相合ふが故に假用ひてかゝる
訓ハ有なまし又地名よりてかゝる號おろしよさむ
ま也常陸國新治眞壁二郡之地に並ニ伊讀といひ郷あ
る此等の地其神跡のある所なるも知るべし
と申し那美と申せし事ハ舊事紀古事記等に沫那藝沫
那美の二神頼那藝頼那美の二神も見えされどたとへ
ハ神呂伎といハ神父とて神呂弥といハ神母也といふるの

古事記 卷之十一 〇六 貫堂

ごとくに梁塵秘 上古の俗男神をバ那伎といひ女神を
ハ那美といひしと召えきり但し舊事紀日本書紀又諾
の字冊の字を假用ひし所しハ其義又詳ならず也
耶那伎伊耶那美と云るし風土記延喜式等にも伊射奈
伎伊射奈美伊佐奈岐伊佐奈弥等の字ともちみきりき
又伊弉諾伊弉册二柱の神ハ青檀城根尊の子也といふ又
一説又沫蕩尊伊弉諾尊を生とをいぬる舊事紀又據る
に青檀城根尊よりハ沫蕩尊とも申しさるハ伊弉諾の
青檀城根の御子よりしは一定也一説又據る時ハ伊弉
册尊ハ青檀城根尊の生給ひし所とハ召えしハ
沫蕩尊伊弉諾尊を生給ひしとの見えたり伊弉册尊を
沫蕩尊と申しも一神と云ふし然るに一説又ハ

事ハ生給ひしと故也凡男女耦生の神小妹と稱せし
ハ必らば其父母を同くするの謂也と云ふ上古の
俗夫と稱して兄といひ妻と稱して妹といふ男女相親
しむの謂也と云ふ是の
即此也凡妹といふもの
後みれおきに倣ふ
國常立尊より伊弉諾尊伊弉册尊小至る迄これ神世七
代と稱すといふ此日本書紀
神世七代といふ事舊事紀古事記日本書紀又召えし不
各異也舊事紀ハ名神世の始又天讓日天狹霧國讓日國
狹霧尊といふをち多して天祖と一國讓日の日の字を
月字と作るべ

神皇實錄よハ天讓日の下に陽神日神と分注せり次は天御
 注一國讓月と云るして陰神月神と分注せり
 中主尊可美葦牙度舅尊二神と云るして天神の一代と
 して次は國常立尊豊國主尊を二代とし凡天神の外は
 をあるさやれこり其別は天神の事ハ次は角楸尊妹活楸
 下は詳なきはらひ母名あるさやれ
 尊を三代とし次は泥土煮尊妹沙土煮尊を四代とし次
 は大苦彦尊妹大苦邊尊を五代とし次は青檀城根尊妹
 吾屋檀城根尊を六代とし次は伊弉諾尊伊弉册尊を七
 代として此二柱の神ハ天降るより陽神陰神と注せり
 まこと古事記に見えし下ハ天地初開し時成神の名天
 之御中主神次は高御産巢日神次に神産巢日神次に宇

麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神此五柱の神ハ
 別天神とい次に國之常立神を一代とし次に豊雲野神
 を二代とし次に宇比地邇神妹須比智邇神を三代とし
 次は角楸神妹活楸神を四代とし次に意富斗能地神妹
 大斗乃辨神を五代とし次に游母陀琉神妹阿夜訶志古
 泥神を六代とし次に伊耶那岐神妹伊耶那美神を七代
 とし國之常立神以下伊耶那美神以前を并に神代七代
 と稱すと云るせり日本書紀に及ぶしところあるに
 なるはるがごとしにさるは上りるし本文と
 ハ天御中主可美葦牙の二神を一代とし國常立豊國主
 の二神を二代とし角楸活楸の二神を三代としある

より以下ハ日本書紀みえし示又相同じ古事記みハ
國之常立を一代とし豊雲野を二代とし宇比地通妹須
比智通を三代とし角楸妹治楸を四代としこれよ
下ハ日本書紀に召えし所又相同じ又舊事古事記の記
紀みえし角楸の神と申せしハ其立給ひし所の地名
に角楸と此號おろし申せしハ其立給ひし所の地名
るに角楸とハ常陸國多阿郡又あまの地の名也後改
めて黒前といふ即今も彼國に黒前山といふ山の侍
也活楸神ハ角楸神を牝が中に國狹植尊と申すハ舊事
の妹の論と見えし
紀みえ國常立尊を又國狹立とも國狹植とも申せしハ
しるも此て古事記ハ此神の事ハ志るしを置る此
等ハ國史みえし所此れどかざる事既又おくの
ぶとしいづきを其徴せべき古語拾遺ハ開闢之初
ろ伊弉諾伊弉冊の二神ましませしと乃とるして

まると上つた此世の事に及むるしハ其疑を闕し
所也と見えし然きとも神世七代といふ事ハ舊事紀
古事記日本書紀等みえし所皆同じク此バ上世より
言嗣ぎしりありしとハ聞え寄り天神七代地神五代と
いふ事につらりてハ此等の國史みえし所みえ
るに但し舊事紀又天神地祇等の本紀を志るをれし
やも其天神本紀ハ忍穂根瓊々杵等の尊の御事とし
るに此二神ハ世にいひ傳ふる地祇本紀ハ素盞雄
大己貴等の神の御事を志るにせしとるは天神七
代地神五代などいふるハ後人の附會を出し所決して

古事記 卷之九 〇九

疑ふべからん信ずるにせらる

亦天地初て剖判し時高天原成神の名天御中主尊可

美葦原彥舅尊と申す二柱の神は天照大神其次に天

八下尊と申し其次をバ天三降尊と申し其次をバ天今尊

と申し又八天鏡尊と申し其次をバ天八百日尊と申し

其次をバ天八十萬魂尊や申し其次ハ高皇產靈尊津速

魂尊等の神はらししはしきり天御中主尊の後凡六世ハ

ハ舊事紀よりてあるは所也但し舊事紀ハ天祖天

次日本紀ハ天御中主尊可美葦原彥舅尊と申せしとバ

日本紀ハ天祖乃ハ日本書紀ハ天祖の事をバ撰ぶ所也

事紀ハ天祖乃ハ日本書紀ハ天祖の事をバ撰ぶ所也

さハ又古事記ハ高天原成神の名天之御中主神次
高御產巢日神次ハ高天原成神の名天之御中主神次
阿斯訶備比古遲神次ハ天之常立神此五柱の神ハ別天
神と云はるは其の神名天御中主神と云はるは初天中
同相合所あり古語拾遺ハ其子三男あり長男高
皇產靈神次津速產靈神次神皇產靈神と云はるは初天中
書ハ高皇產靈神と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
の神と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
初所生神の子也といふは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
紀の注等に云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
木皞庖犧氏の後凡十五世皆庖犧氏の子也といふは初天中
て天御中主尊と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
書ハ高皇產靈神と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
世次ハ高皇產靈神と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中
今其文ハ高皇產靈神と云はるは初天中書ハ高皇產靈神と云はるは初天中

高天原

すおちーませし
すをちーませし

高天原といふ私記は師説上天をいふ也按ざるは虚空
をいふべしと見ざる後人の諸説これに同じ此がの
説皆是今字より其義を釋し所也凡我國は古書を
讀まは古語より其義を解づし今字によりて其
義を釈くべし凡高の字讀で多珂といふは古より
所の高國 舊事紀より多珂國 常陸國風土記より即今常
陸國多珂郡の地是也天の字古事記に讀で阿麻といふ
と注しき上古之俗に阿麻といひしハ海也阿麻といひ
しハ天也天亦稱して阿麻ともいふハ其語音の傳せし

なり原の字讀で播羅といふ上古之俗は播羅といひし
ハ上もされむ古語は多珂阿麻能播羅といひしハ多珂
海上之地といふごとし 古語は播羅といふハ上也と
の字を讀で箇播羅といふごとし今も常陸國海上は
高天浦高天原ホの名ある地現在せるごとくなり
天御中至尊とハ天の字讀で海毎といふ御とハとつと
き人をさしていふ語也天といひ御といふ其至尊なる
るを極め言ふの詞也中の字讀で那珂といふ古よりハ
ゆる仲國 舊事紀より那珂國 常陸國風土記より即今常陸國
那珂郡の地是也 那珂郡又那賀主とハ即君也此神那珂
國の君とるを以て也舊説は天御中至尊ハ古之君也と

高天原

古事記

いひしハ是也古事記注此神ハ後ニ伊勢國度會郡山

田カ原にいつき祭る所の豊受大神の御事也と申す歟豊受

大神宮鎮座本紀大田命傳神皇正ウマシ可美葦牙アシカヒコ尊ハ古

事記ホハ宇麻志阿斯訶備ヒコ比古遲神ヒコヂと云るせり可美讀

でチウ麻時マシといふ日本書紀注舊事紀日本書紀ニ足スし

伊弉諾伊弉册二柱の神の御言に可美少男可美少女ハ

の語あきハ上古の時ニ其人を稱嘆するの詞也と足ス

きり纂疏も稱葦牙アシカヒハ私記ニ萌芽ハナの義也と足スゆ萬葉

集の注釋ニハ葦牙アシカヒの終ノのふみおひニつるニむいニふニやニえニと

己亥舅讀ニ比古ヒコ尼ニといふ日本書紀注古事記ニハ大穴

牟遲神ムヂをモ穗々ホホ手見命テミをモ日子遲ヒコヂと稱せしむありき

古語に日子ヒコといひ牟遲ムヂといふハ尊貴の稱と聞えと也

ん舊事紀ニハ亥舅の字を假用ニひニろニれニしニと日本書紀ニ

こきニよニろニれニ也此神の御事葦牙を以て號せしむ其

義詳ニろニ天アメハ下天ノ三降天ノ合天ノハ百日天ノ八十萬魂ノハ

の神號亦これ其義詳ニろニ高皇產靈尊古事記ニハ高

御產巢日神ミコをモるニせり此神ハ古の高國ノニ立給ひしニ所

みて其國ハ即今常陸國多珂郡の地これ也皇の字讀ニで

美ミといふニ御の字を讀むの語ニ同じ產靈讀ニで武須毗ムスヒ

といふ日本書紀注古語ニ武須毗ムスヒといひしハ尊親之義

古事記

卷之二

一貫堂

とやゝて皇親神とも皇睦神とも又皇しハ古語拾遺延
 えしすおちち此神の御るを申す也舊事紀に高皇産靈
 西也又ハ高木命ともいひし由を注せられ魂と去るし
 いひ又ハ高木命ともいひし由を注せられ魂と去るし
 讀で多末といひなるべし上古の神號は魂と去るし
 玉とあるせよの多しこれハ今字を借りてしるん不
 の異なる也古語よおひてハ其義異なるハあじむ
 べて上古は稱して多末といひし語ハ褒稱するの詞を
 りきしうるに後人多珂武須毗といふを以て高魂の
 字を讀でも多珂武須毗といふを以て高魂をも讀て多珂
 武須毗といふべくハ高皇産靈尊又ハ高魂尊といふと
 ハ注せらるば神皇産靈尊上古之俗其人を尊びて加美と
 いひしハよの洗ぬの事也此神をかく稱しけるハ地名
 ふよりし故尔や常陸國多珂郡ヲ賀美といふ郷ある也
 津速魂の神號其義詳なるばすべてあまらの神聖東海

の地に君々々せりしハ其代の人阿麻徒加美とも
 申し又其尊なる事を極稱して阿毎乃加美とも申せし
 を後代に今字を假用ふる不及びて天神とハ志るをせ
 し事をみ多しり
 ちハ天神伊弉諾尊伊弉册尊二柱の神は詔して脩理固
 成りぬこ枕多陀用幣流之國天之瓊矛を賜ふて言依し賜
 とのさあふこににおひて二柱の神天浮橋を立して其瓊
 矛を指下して監許袁呂許袁呂又畫鳴して引上る時其
 矛の末より垂落る鹽の累積り島となるをおちち枕游
 能基呂島也其島母天降り坐して天之御柱を立てハ尋殿

多陀用幣流之國といふは舊事紀よりハ豊葦原千五百秋
 瑞穂之地と寄賜ふとのと云るを以て日本書紀注より
 之は所も又相同し然るに古事記身かく云るせしハ彼
 國分を争ひていまご一つは歸せんといふの義と云
 まり天之瓊矛日本書紀よりハ瓊ハ玉也此曰努と注せ
 きこり古事記よりハ天沼矛と云るせり其假用ゆる所の
 字ハ瓊と沼との異あれども讀で努とするに至りてハ
 其語同トクハ今あるにハ日本書紀より見出しあるに
 云るん也私記より古者玉を謂ひて或ハ努と一貳と云
 云るより日本書紀の異本ハ努の字を貳と作する

毛ありと云えきり此ホの義によりて後世に及びて又
 玉鉾などいふ事有り凡矛鉾の類を玉を以て稱する
 ハ舊説に瓊とハ美稱也不必以瓊玉之飾といひ又天神
 の瓊矛を賜りて言依りてハ後世ハ將軍を命ずる
 又節刀を賜ふの義のごとく也といふ疏天浮橋ハ天の
 字讀して阿麻といふ即海也浮橋ハ連舟至岸といふ也
 云に天浮橋といひハ連海之戦艦をいふなりと云る鹽
 ハ即潮也許袁呂許袁呂ハ矛を以て畫する此聲也然る
 をかくいひハ游能基呂といふ島の名をいひ出づべき
 其の詞也たとへバ歌詩ハ興の義あるうらむと云るこれ

古史通 卷之二

をぬりち我國のさほなり 古への發語の詞とも諷詞とも枕詞ともいひ 此島ハ即今淡路國西南の隅ニあり
遊能基呂ハ舊事紀ニ礮馭盧オノコと云るさる日本書紀され
によきり假用ふる所の字異るれども其語ハ相同じ自
つとハ舊事紀ニ天瓊矛を礮馭盧島の上にさしまつ
國中ウニナカノ之天柱テウチウとてたまひとあるハ此事也天の字讀で
阿毎アヘといふすれち天也柱の字讀で歟ハシ旨選シメといふ 日本書紀
注ニ古語ニ波といひハ永きの義也 萬葉集志羅シラとい
ひハ標也永久之標といふがごとく凡我國の俗初

地を占むる時ハ其標をとつ ヒコホ天降りま
せし時は建らぬ所の牙ハ今に至て日向國高千穂峯
ニ猶現存す又神功皇后新羅を征し給ひに其國王降
伏しのば以所杖マサ牙キバ楯タテ於新羅王門ニ爲後葉之標トといひし
を此義也 神功皇后紀ハ尋殿ハ八つ也神世所尚之數也とい
ぬ私尋ハ讀して比呂ヒロといふ殿の字讀て美阿良可ミアラカといふ
古語舊説ニ尋ヒロとハ八尺也一方に八尺づゝ八角ニ造ま
る殿也といふ 神代卷抄これ後代乃制ニよきる説也凡我國
之俗兩手を展て物の長短を量るを比呂ヒロといふ必らん
八尺を以て尋とするの謂イもあるべし見立とハ

古史通 卷之二 〇十六 貫堂

經始といふが處とし國土を生成すといふハ土地を開拓といふがこと舊説ハ凡生といふ事ハ造爲をも生といひ出現をも生といふ不_ニ必_ニ生産之義といふ疏此後伊弉諾尊の伊弉册尊に吾と汝と所作之國いよと作り竟る_ハ比とのまひと_ハ兄名しも又此義と相同し美斗能麻具波比ハ舊事紀日本書紀共_ニ或ハ_ニ溝合とも_ニ或ハ共爲夫婦とも_ニ或_ニして男女交會之義とせら_レ也心得られ_レ比_ハ二柱の神相約_レたまふに_ハのおのあうちひき_レあせし御軍をか_レこに行あひて一つみせんとの_ハあひ_レ事ま_レへ_ハ足仲彦天皇_ハ仲哀天皇の御

也事熊襲國を討給え_レとてみづう_ハ紀伊徳勒津より穴門に幸_レお_レへし皇后ハ角鹿の筥飯津を_レて穴門に逢_レお_レへと約りたまひ_レみお_レとなりしを上古朴陋之俗かくハ謬_レり傳へ_レなるべ_レ皇后ハ神功皇后也角鹿國ハ今の越前穴門_ハ今の長門國なり阿那_ハ事の甚切_ニる皆阿那と稱すといふ_ハ古語_ハ遺_レ邇夜志愛_ハ其義不詳日本書紀注の一書_ハハ舊事紀によりて妍哉と_レる_レて阿那_ハ而惠夜と讀_レ可愛と_レる_レて哀と讀むと注せ_レら_レを舊説に悦_レ之言也と釋_レたり疏_ハ袁登古_ハ袁登賣_ハ舊事紀日本書紀_ハハ少男少女と_レる_レる_レ下の袁_ハの字_ハ語の辭と_レ又衣

奇り 俗にてにをは 久美度通興ハ其義又不詳日本書紀
注ニハ 於奇戸為起と志るされしを私記ニハ奇戸ハ猶
 忽然也と釋しされバ古語に久美度といひハ猶今た
 ちあちにといふおとむれごとくなる當にや氷蛭子ルコ舊事
 紀みええし所もちくに志るすがごとくにして此後二
 柱の神日神素盞鳥尊を生むひ次に又蛭子を生むひ
 しに三歳なるまで脚なほ立ぬは初二柱の神巡ル柱
 の時陰神先づ言を弁しきすひし事の陰陽の理に違ひ
 ぬきバ此故ニ初終に此兒を生給ひぬと志るされり
 さるバ蛭子と申せし御子二柱おたへたる也然るに古

事記みえ國土を生給ふ事として最初に蛭子を生くま
 ひしとのみええし事ありに志るんやや日本書紀
 には月神月神を生むひ次に蛭子を生たるひ其次に
 素盞鳥尊ハ生れぬしと見えりつづれをう徴とす
 べきをづて此等の事上古乃俗言嗣語嗣きし所に出
 盡く信むるにきり強て其説をつくるべう淡島
 ハ日本書紀注に淡洲と志るよ其地未詳按むるに
 日本書紀注の一書に淡路洲淡洲と志るされし文あり
 さるば淡洲といぬを淡路洲ある所の地名と見えり
 了○此一節ハ天神伊弉諾伊弉册尊ニ言依るに葦原の

地を征する事を以て志すまひしうば二柱の神舟師を
ひきゐる海より西より下りて一島に至りたよひし
に初まハ其島神迎戦ひぬまども終にハ自ら來り降り
られバ天神所賜の寶戈を建て其地を得ぬし事の標
とし二柱乃神あくとほりてを南北の地を徇むる
を相議りて男神ハみづう左軍に將とし女神ハ右軍
を將とししめて此島を行廻りて其軍を合せて進み戦
えむと約しぬし右軍節度を受じて軽く進みて
先く左軍後きて期を失ふ二柱の神行遇ひたふ事を悦
びま万ひのあどもすでに前後相接るに其戦利るこ

てあづうに邊海の民を虜略海中此一小島を得よふ
のとなりしうば其虜略せし所のものを放還し其得し
所の小島を棄てつひに其兵を引て高天原に還りたひ
しとつふりたどし

天神布斗麻邇にトウラ根せて女先言ひし不良亦還り降りて
言を改めよと詔りしぬしうば還り降りてその天之御
柱を往廻りし事先のおとしあしにおひて伊弉諾尊先づ
阿那通夜志愛哀登賣袁と言ひ妹伊弉册尊後に阿那通夜
志愛哀登古袁と言ひ終りて御合せて御子淡路之穗之狹
別島を生こ次に伊豫之二名洲を生むこの島ハ身一つに

して面四つあり毎面に名あり伊豫國を愛止比賣とつひ
讚岐國を飯依比古とつひ粟國を大宜都比賣とつひ土左
國を建依別とつひ次に隱岐の三子島を生む亦名ハ天之
忍許呂別次に筑紫島を生む此島も又身一つにして面
四つあり毎面に名あり筑紫國を白日別とつひ豊國を豊
日別とつひ肥國を速日別といひ日向國を豊久士比泥別
とつひ熊曹國を建日別とつひ舊事紀に一云佐度島と注
せうれとりにきハ一説に
あの時又佐渡島を生むしともつふ由を注せうれ也熊
曹の國の一名と佐渡島とつふとつふハあふさるなり
次に伊岐島を生む亦名ハ天比登都柱とつひ次に津島を
生む亦名ハ天之伎手依比賣とつひ次に大倭豊秋津島を

生む又名ハ天御虚空豊秋津根別をいふ此ハ島名先又所
生なるにありて大八島國といぬうくて後に還り坐之時
に吉備兒島を生む亦名ハ建日方別とつひ次に小豆島を
生む亦名ハ大野手比賣とつひ次に大島を生む亦名ハ大
多麻流別といふ次に女島を生む亦名ハ天一根といぬ次
に知訶島を生む亦名天之忍男といふ次に兩兒島を生む
亦名ハ天兩屋といふ凡十四島を生む其處々此小島ハ皆
是水沫潮凝て成まるりのなりちき舊事紀古事記ハ
よりてまるとり也
布斗麻邇ハ舊事紀に太古の字を假用ひるる日本書紀
に同じ私記は上古の時ハ亀トをバ用ひ佐トふ名鹿の

肩骨カクホネを用ふこれを布斗麻フトマ通トとソふと足えり舊事紀
 古事記に天香山アマノカミヤマ之真牡鹿マノカ之肩カクを内ウチ接キて天香山アマノカミヤマ之天波アマノナミ
 波ハ迦カを取りて占ウラハしむと足えるし此也天香山ハ山の名波
 聚倭名抄ウツクシノナヒハ本草を引ヒて櫻桃ウツクシ一名ハ朱櫻ウツクシ
 一ツハ波ハカ迦カといふと足える也又亀トハ皇孫
 天降アメノコたまひ時トキより始ハジまりといひ本紀或シハ亀カメの甲カサをや
 きて占ウラふ事ハ奥ウチの夷ヒナ此コトせし事也奥義とモいふ也抄淡路
 とハ舊事紀コトワザ先マづ淡路洲フタツシマを生みて胞ツボといふ意所不快ガ
 故ユ淡路洲フタツシマといふ事はち謂フ吾恥ウチノハ也と足える事日本
 紀キ亦モこれによりしる事抄ウツクシ舊説コトワザに初ハジマリ必ズ珍ウツクシ子コ
 を生ム事トウラひ給ひしに今イマウラひまざる外に此コト惡ク子コと

生ム事トウラひし故ユに吾恥ウチノハ島シマと名ナ付ケられしといふ証シ此コト説ハい
 う事ある事也抄初ハジメ淡路洲フタツシマといふ事ト今イマ改メて淡路洲
 と名ナ付ケられしにハ古コき其コト初ハジメ此コト地チを保ホつ事コトを得トじし
 て棄スれし事トウラひしが吾恥ウチノハ所ト也といふ事トも知る
 べし日本書紀ニッポンノキ注シの一ヒト書シに先マ以テ淡路洲フタツシマ淡路洲フタツシマ爲ス胞ツボと
 足スる事也抄此時コトキは當タりて此コト島シマを生れし事トハ足える事ト又モ胞ツボと
 といふ事ト也抄此コト島シマハ初ハジメ棄スてし事トハ足える事ト又モ胞ツボと
 といふ事ト也抄伊豫イツ二ニ名ナ之ノ洲シマとハ今イマノ伊豫イツ讚岐サンキ土佐ツク阿波アハハノ四シ國クニノ
 地チを總スベ稱スせし名ナ也抄二ニ名ナ洲シマといふ事トハ足える事ト不詳私

古史通 卷之二

記以上古之時にいさざればかの國名ありしにハある
比史書撰述の時の名にたりてさるされし所也又凡國
名其義未詳先儒も説を傳へ比と名えし凡國名其義
不詳とりしに後皆これ身一つありて面四つありとハ一島の地勢
其體面をめぐりつう四つにまわす也伊豫國とハ其島
西南の地方古の伊余國久味國小市國怒麻國風速國ハ
の地今の伊豫國即此也愛止比賣とハ其國の神の名也
讚岐國ハ其西北の地方即今の讚岐國此也飯依比古と
ハ其國の神の名也粟國ハ其東北の地方古の粟國長國
かの地今の阿波國此也大宜都比賣ハ其國の神の名也

土佐國ハ其東南の地方古の都佐國波多國かの地即今
の土佐國也速依別ハ其國の神の名也凡其國神の名比
賣といふハ女子之稱比古といひ別といふ是男子之稱
古の俗男子と稱して別といひ後皆これ比と倣ふべし隱
岐國ハ古の意伎國即今の隱岐國なりといふ三子島の
義不詳天之忍許呂別ハ其國の神の名也筑紫國ハ今の
西海九國の地を總稱せし名也筑紫國ハ古の筑志國筑
紫米多國かの地今の筑前筑後かの國即此也白日別ハ
其國の神の名也豊國ハ古の豊國宇佐國國前國此多國
かの地即今の豊前豊後かの國此也豊日別ハ其國此神

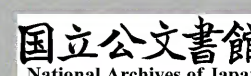
古史通 卷之二

〇二二

一貫堂

の名也肥國ハ古の火國松津國末羅國阿蘇國葦分國天
 草國ハの地即今の肥前肥後ハの國此也速日別ハ其國
 の神の名也日向國ハ即今の日向大隅薩摩ハの地豊久
 士比泥別ハ其國の神の名也熊曾國舊事紀にハ熊襲國
 とし々々私記ニ據るに日向國贈吟郡之地即此也建
 日別ハ其國神の名也熊襲の字肥後筑前ハの國風土記
 ○倭名抄にハ贈吟伊岐島ハ古の伊吉島即今の壹岐國
 郡大隅國ヲ屬ん天比登都柱ハ其島の神の名也津島ハ古の津島縣即今
 の對馬國天之狹手依比賣ハ其島の神の名也大倭豊秋
 津洲ハ古への代々其地を割き其地を併せて國郡と置

終し其沿革同トらるんすべし今の畿内東海東山北
 陸山陰山陽ハの地此也天御虚空豊秋津根別といハ其
 國神の名を稱す名不似ま也とも詳なる事ハ古よりい
 ひも傳らるん吉備古の吉備中縣國穴國風治國ハの地
 即今の備前備中備後ハの國也兒島小豆島ハ備前國
 の海中にあり知訶島ハ舊事紀にハ血鹿島と志るんれ
 こりけらるん肥前國松浦郡中値嘉郷に一百餘の近島あ
 りといふもの即此也肥前國風此餘ハ即今所在の海島
 と其名同じきらんれとも古の時にとしりし所詳なり
 建日方別大野手比賣ハ皆是其島の神の名也○此



一節ハ天神トクニ太トクニ占トクニにうらへて征戰の利ハ我軍の相和ぐ
みあるるを男女の神に告げ戒め給ひしうバ二柱の神
ふくくび其御軍をひきゐ天降りまゝ初は得ぬし
所の淡洲に據りて西南北に國々を征タテと執トクニした國人の
來服せしる其父母に歸トクニさるる如くなりしうバ其國を
以て國神に言依り賜ふ事トクニと此ごとくにして其始を
更アラタとまひし御事を大八洲乃國を生成タテま多トクニしとハ言
嗣しぬるべし凡大八洲の國を生ぬるし次第舊事紀古
事記ホに見えし所ハ相おぬる日本書紀ふ見えし所ハ
淡路洲を肥とてまれりち大日本豊秋津洲を生タテ次

に伊豫次に筑紫次に隱岐佐渡を生タテ次は越洲次ハ大
洲次に吉備子洲を生タテおられにありて大八洲國の號起
終りや志留はれ走り又其注に引執し所の諸書の説も
其次第皆異同ありまべきこまき上世より言嗣トクニきし所
の説おぬるらうらうらといまづおはる是なるむこと
を知らざれば其疑ひを傳へられし所也但し舊説に越
洲を畿内の地相連りて別洲といふべし旧事紀の
説を得たりといふ纂疏○越洲といふハ古の高志
等國ハ咋國伊彌頭國久比岐國ハの地即今の今さるに
越前越中越後加賀能登ホの國こまきなり
志るは所ハ舊事紀古事記ホは據りし所也又日本書紀

注に尺名一諸説を按ぶるに大八洲の號あるによりて
 八洲の數に合すべきがまめに強て其説を作れりと足
 ゆるすともありあかるべうら大八洲といひしもこ
 き又八數を尚ぶの義とみえこり神代卷
 既又國を生之終りて其後に海神名ハ大綿津見神水戸神
 名ハ速秋津日子神妹速秋津比賣神ハ凡十柱の神を生之
 のひ其速秋津日子速秋津比賣の神河海によりて持別て
 風神名ハ志那都比古神木神名ハ久々能智神山神名ハ大
 山津見神野神名ハ鹿屋野比賣神亦名ハ野推神ハ十二柱
 と生心大山津見神野推神山野によりて持別て八柱の神

と生む日本書紀古語拾遺ハ男女二柱の神海川山ハ
 記ハ其神を生之りて足えこり心得られ故舊事紀古事
 記ハ舊事紀古事記ハによりてある也
 大綿津見神マツミと少童命コトコともあるは志那都比古又ハ
 級長津彦命シカツヒコともあるは久々能智神又ハ句々廻馳神と
 也オホヤマ大山津見又ハ大山祇神ともあるは也此ハの
 神を生まるといふるハ此等の神を祀られしり此時よ
 り始りて又其祀を掌とする職をわうち命せられしを
 いふなるべし此ハの神とハ河海山野ホの神をいふ也
 其祀を掌とする職とハ河海山野ホを祀
 るべきもの其職をわちたとへバ帝舜即位の初ハ聖于
 け命せらるしをいふ也
 山川徧于羣臣といふるれことく虞又祭祀以馭其神周禮

大宰 ちどに足えに其義同じかるべき事也

かくて伊弉諾伊弉册二柱の神共又日神を生ニましまし

大日靈貴オホヒルメノミコと申ニ此御子ミコにハ授サツくるに天上アマノの事を以てし

天之御柱を以て送り奉ルる次に月神を生ニましまし

讀尊ヨミノミコと申ニ又八月ツキヨミ夜見ヨミとも月弓ツキユミとも申ニ此又日ニ配

てゑろしむべしと天アマに送り奉ルる最後に素盞スサノヲ鳥尊ニと

生ニましまし此神カミ天下アマノとあらしめさるべし然シるに常に

哭泣ナキイサツることとをニりぢとし青山アヲと枯山カラのごとくに泣イハチ枯カラし

河海カハと泣イハチ乾カラらすとを以て惡神アクミコの音狹オトサバ蠅バエのごとくに

して萬物ヨロツの妖吹アヤヒ風フウのごとくに皆オ発ツりき

書紀古語拾遺ハ

にニよると

日神ニギハヤヒとハ日を主ミりたまふ神也月神ツキノカミとハ此義コトにニお

大日靈貴オホニギハヤヒハ讀ヨミで於保比オホヒル咩能ミヤノ武智ムチといふ日本紀注於保ハ

即大也オホ比ヒ屢咩ルミヤハ即日ヒ女メノ也女子メノコの尊稱也武智ムチとハ上古

の俗貴オホキきを稱イせし語也コトとれちこ授サツるに天上アマノ此事

と以てニは古事記コトに汝命ニギハヤヒハ高天原タカマツラを知シせと事依コトヨサ

賜タマフふと足タえしこれなり天之御柱アメノミハシハ初ハジメ也二柱ニハシの神天降

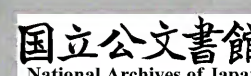
りニあはし時に天神アメノカミの事依コトヨサし賜タマフひし所トコロめ天アメ之瓊ニギハヤヒ矛也然シる

を月神ツキノカミに附ツケて還マゼしニまニまニハ天神アメノカミの事依コトヨサし賜タマフふ所トコロの

功イサメすでに成ナりぬる事を報ウケし告ツケげりニ義コトなり月讀ツキヨミ月夜

見ホの字を讀む其語相^ママ^ル 志^スるを假用ゆる所の
字異なるハ其義もす^ク異也と又え^クり上古の俗に讀
むといひハ凡^ソ物の數をか^クふる事といひきさ^ラバ
月讀とハ日と一^ニび會^フて一月となり十二度會^フて
一年をな^ンによりていひ月夜見とハ日に代りて夜に
現^ラる^ク此義ふよ^クる^クべし月弓とハ其語の縛^セ
しにてす^ク其象を取りていひしなるべし た^トハハキ
弦^ニ下^ニ弦^ハ弓
を張^キる象なり望^ハその持^ガ満^シ 此神の御事ハ舊事紀^ニ
の象のご^トくなる^ガこと 此神の御事ハ舊事紀^ニ
滄海原^ノの潮^ハの八百重^ヲ治^リ 後^ニ配^テ日^ヲ而知^ル天^ノ事^ヲ
所^ハ知^ル夜^ノ之^ヲ食^フ國^也と又え^クりさ^ラバ始^メハ滄海原の潮

の八百重を志^ス給^ヒし^テも後^ニも日に配^テ天上の
事を知りたま^ヒし也滄海原ハ潮八百重とハ海上の廣
く遠き事をい^ハなる^ベし今按ずる小壹岐島壹岐郡小
月讀神社あり名神大^ニ社と又え^クり 延喜^式云^ク海上の事
を治^メま^シりし^テ故に此^ノ國に其神跡あ^リしに也
又月神命ハ壹岐縣^ノ主^ノの祖なる由も又え^クり 舊事^紀
其縣主ハ此神の後なる^ガ故も其國もいつ^クも祭^ルるも
志^スる^ベい^ハ又舊事紀日本書紀ハ此神天照大神の
詔をうけて葦原中國に降りて保食神の許^ニに至りたま
ひ^ニな^リといふ事ありこ^ノ後^ニ配^テ日^ヲて天事を知りたま



し時の事なるべし今も伊勢の度會郡は月讀宮月夜見
神社におえしおんとも又元集式元おき又配り
少いふ義による秋素盞鳥尊ハ舊事紀ハ速素盞鳥尊
と云るされ古事記ハ建速須佐之男神と云るせり速
といひ建といふハ此神の勇之悍くおえしける義なる
べし此神の御名猶多し文長青山を泣枯し河海を泣乾
しまるひいとつふハ生きたり其性の兇暴はおち
くはを申せしなるべし扱蠅ハ五月蠅とも云るされ
日本書紀讀で佐波倍とつふ夏月の蒼蠅の衆多なるを
と云るこり疏常に哭泣つるとつふより萬物の妖皆発

狩りといゆまでハ尚書に丹朱の傲なる事を敷へつ
しごとくに此神の悪を極め言ふ此義なるべし

其後伊弉册の神火神軻遇突智を生むによりて遂に神避

り多れハ出雲國と伯耆國との界比婆之山ハ葬り

又紀伊國熊野の有馬村に葬りつる土俗此神の魂を祭る

に花時ハ以花祭るあり鼓吹幡旗を用ひて歌ひ舞て祭

きりハ此神の神避ませし事ハ云るされハ日本書紀ハ

事紀古事記ハ又ハ所をさしけりハ舊事紀古

事紀古事記ハ又ハ所をさしけりハ舊事紀古

事紀古事記ハ又ハ所をさしけりハ舊事紀古

大要と此
下小注す

火神軒遇突智ハ又ハ火之燒速男命神又火燒炭神事舊
 紀子炭又ハ火之燒毗古神又ハ火之迦具土神又ハ火之
 一作炭又ハ火結神と延喜出雲國ハ下に詳也伯耆
 産靈日本又火結神と延喜出雲國ハ下に詳也伯耆
 國ハ古の波伯國即今伯耆國也此婆之山其處所未詳紀
 伊國ハ古の紀伊國熊野國オの地即今紀伊國也熊野ハ
 今牟婁郡ヲ屬レ或説又有馬村子産田社とソノあり即
 是伊弉册尊神退すす地也その東に隱窟あり産立窟と
 も花窟ともソノ伊弉册尊を奉まつる所これなり暮春
 に繩を以て花すこハ幡旗をつくり圍繞し歌舞く

祭る神世孫遺俗也とソノ那智三 伊弉册尊の神去ませ
 し事舊事紀古事記にええし所又そのに伊弉册尊火神
 を産とみふに及ひてそのために燒きて神去す伊弉
 諾神其妹の神を子の一本に易カハすまふしをふかく恨ま
 りて段々カタ取しゆふに其段あつく皆神となれ又
 御刀ミハカシ垂りし所の血もみれく神となるかくて妹の神
 を見給ちんきて黄泉國ヨモツに追往き其殞斂之處ツクに至りま
 せしに伊弉册の神ミコなりりし御時のごとくに其殿
 より出迎ひしうハ吾と汝と所作之國未作竟還りゆ

づしとめよひしに悔くも来よるるの晩うらさ
 吾ハ黄泉火喫しぬ入来よる事畏し志かきども我つふ
 さに黄泉神と相論せん我を祀えよそとのくまひく
 殿の内に入りよまづり甚久く待らび給ひて左の御
 髻に挿らひし湯津の津間櫛の男柱を引かきて兼炬と
 して入り見らひしに宇士多加禮斗呂々岐岳其上よハ
 雷神化り居きりえ泉みてすこやうに逃還ゆふに及ひ
 て妹の神その足辱しめく悔ふるを恨みゆひ黄泉醜女
 して追とゞめ又其ハ雷神子千五百の黄泉軍副して追し
 めるぐうも追来よるも取らち千引の石を黄泉比良

坂に別塞て其石を中に置いて對立してつひに事戸を度
 るの時に伊弉册の神愛我那勢命 劍の字訓ハ二柱の
 蓋男女親 如此し給る 汝國之人草一日に千頭を絞り
 愛之辭也 殺さんと云ひしを伊弉諾の神ハ愛我那通妹命汝爲然
 ハ吾一日に千五百産屋を立ちとめくまひき其所謂黄
 泉比良坂ハ即今の出雲國の伊賦夜坂をいふなり今の
 世代人婦死ぬるに丈葦處を避くるハこれによれり凡
 其所謂黄泉比良坂ハ別ニ處所あるにハあらずんたゞ死
 るに臨て氣絶之際をいふ歎かくて伊弉諾の神吾ハ志
 許采志許采伎穢國子至りてありけり御身の禊せむと

きるをいふと、終に舊事紀に醜女の字を假用ひられ
 り地下の鬼女をいふと又えこり私記に今世の人小兒
 をおとさんとして許さぬといふ此語の訛也と又えこり
 黄泉軍とハ地下此鬼兵をいふなりをいふ此石ハ千
 人所引磐石也其石の極めて大なるをいふ此石ハ千
 濃國諏訪郡ありと神代卷抄に私記に云國風土記を
 引て出雲郡宇賀郷に良坂ありと私記に云國風土記を
 建絶妻之誓と云ふ事と度るとハ日本紀の注にハ
 つと云ふと又えこり那覽と云ふ事と度るとハ日本紀の注にハ
 の語にて那通婦ハ婦を称するの語なり古俗に古事記に
 五百産屋を立ちて又えこり伊賦夜坂ハその處所未詳婦
 死して丈夫葬處を避くといふ古俗此事ありしなるべし
 泉比良坂ハ別處を避くといふ古俗此事ありしなるべし
 出雲國伊賦夜坂をいふとハ又えこり此氣絶と云ふハ
 づるを黄泉歸と云ふの義なり今人の氣絶と云ふハ蘇息
 くるを黄泉歸と云ふの義なり今人の氣絶と云ふハ蘇息

其汚穢を以て此名を得たりと又えこり橘小門の阿波伎原と
 妖邪を祓除く祭也筑紫日向の橘小門の阿波伎原と
 ハ筑紫日向の橘小門の阿波伎原と云ふは日向の橘小門の
 小所ハ此也と神代卷抄に又えこり日向の橘小門の阿波伎
 子其神跡なりといふ所あり是なり或否をバさる此
 時子化り出し神等の名こき又曰事紀凡伊弉册の神火
 古事記の書に詳り又えこり又曰事紀凡伊弉册の神火
 此神のために神避ぬし由の一節心得ぬる共也上世
 より言嗣ぎしるにかゝる類猶多し盡く信ずるに足ら
 ぬ其疑を闕ちんまハ去くべし此神を葬りし地も
 相傳ふる所異あるを私記に神道不測未知其實所
 聞已異よしして所注又異なり猶是如黄帝之冢處々不定
 也とあるせりそれと初ハ神避ませし地につきて出雲

國と伯耆國との界に葬ましを後改めて紀伊國熊野に
 遷葬ましる或ハ筑紫日向國なる神代の三陵を後に山
 城國葛野郡田邑陵の南原に祭らけり此ニ諸陵式
 又由此事或ハ足仲彥天皇を初ハ穴門國豊浦宮に殯
 歛しまるうせしを後に河内國長野陵に遷葬らしし事
 のおとくなるも知るべし仲哀天皇を遷葬らしりハ日本書紀に見えり
 又按ざるに舊事紀に見るし所日神月神素盞烏神の生
 まりしををたれしニ説ありまづ其初ハ伊
 非諾伊非冊二柱の神共ニ日神月神素盞烏神を生みぬ
 ひしとあるをたれし所今あにあるせしごとくふし

て次ハ伊非冊神神退りませし後に伊非諾神筑紫日
 向の橘小門檉原に禊へしたまひに左の御目を洗ふ
 時になはれる神の名天照大御神右の御目を洗ふ時にか
 きる神の名月讀命並に五十鈴坐伊勢に齋大神と
 いふ御鼻と洗ふ時になれる神の名速素盞烏尊出雲國
 熊野杵築神宮に坐しまれ又次ハ左の御手に白銅鏡
 をとりゆふ時になり出るの神を大日靈尊といふ右の
 御手に白銅鏡をとるゆふ時になり出る神を月弓の尊
 といふ御首を廻らして美孃摩沙利爾なり出る神を
 素盞烏尊といふとあるをたれり白銅鏡讀で麻須美能加々美といふ美孃摩

沙可利ハ舊事紀に顧躬之間の字を假用ひらき日本書紀注まよこ此より体御むしをめぐりてかへりえたまふの間にと後の兩説にふる時ハ日神月神素盞烏神ハ伊弉册神の生ひし御子にえあふん古事記ハ此三柱乃御子ハ伊弉諾神左右の御自と御鼻を洗ふ時になりぬふとつふ事舊事紀第二の説此ごと日本書紀ハ舊事紀第一の説のおとくにしるされて其注ハ後の兩説をえりされたり舊事紀日本書紀ハにえりし所ハ上世より言嗣し所同じかろぎまばその疑を傳へる代わらる義あるべし此ハの事すでにかくのことにし其餘のまよとも盡く論ずるにえるべらるん

伊弉諾神功既に至り徳も又大き也天よ登りて報命しぬひ日之少宮に留り宅たまふ又幽宮と淡路洲又構りて長く隠ましぬあも旧事紀日本紀よよてある所なり古事記ハ此大神の長く隠ましせし所の事ハ見え功あにハ拳等と讀之徳ににえ伊幾保比と讀むとハ小功の字よのつねもを讀て伊佐袁斯といふ舊事紀日本書紀ハに此神の御事を功既に至りぬとも又ハ神功既よ畢りぬともええとれむ伊佐奈岐と號しまいりせしハその伊佐袁斯おえしませしよと終るよ似たり報命とハ最初天神の命と以て事依し賜ひし事のその

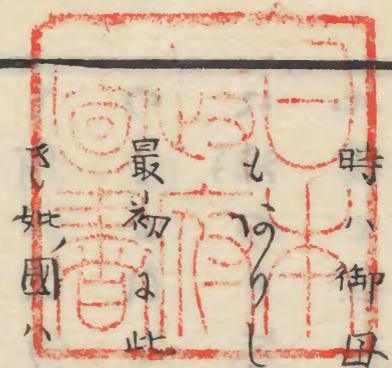
功既ををりぬるを報し申されしをいふなり少宮讀
下倭柯美野といふと又えま_{紀日本書}日之少宮其處所
不詳天又登りて留り住ませし所と又えこ_其ハ其處所
の高天原にありしハ疑ふべう_{幽宮ハ加久禮能美}
野と讀むといふ淡路洲ハ私記ハ此洲ハ最初又生出し
ゆひし所なきハ終りにも又かくれぬゆ_{こま}ハ終始と
同じくよこまの義也と又えこ_り延喜神名式ハ淡路
國津名郡ハ淡路伊佐奈伎神社坐_ん即其幽宮をいふる
るべし長隱と丸か孫て此宮と構りたまひしに神退ま
せしにいつり_る其ところ_に葬まつるをいふに似こ_り

あ終よりそ_れ素盞鳥神年までにおけてハ握鬚鬚心前_ま
至るまで常に啼泣_て怒り恨む伊弉諾大神みこと_のりし
て何によりての事依せし國をば_らてかく泣つと
のこまひしに妣_の國根乃堅洲國に罷_らんとおゆふ_が故
に泣つと答へぬひしあ_のバ大きに愈_り怒りよ_てそ_らバ汝ハ
此國又住むべか_らぬとのこまひて神夜良比爾夜良比給
へり此時に父の大神ハ淡海の多賀坐_しま_りるにさ
らハ天照大御神をえま_るて後に罷りな_せと請申さ
きしによりてみこと_のりてゆるし_とはひ_き
まよりてしるんとこ_のなり日本書紀に_ハ此神の暴怒
まよし_るを以て父母ニ柱の神つ_ひに逐_りれ_しと_記

古史通 卷之十一 〇五十五

なまきりさうハ伊弉册神いよこ神退た
マハざりし時のことせ心得るきん

ハ握鬚鬚心前至るとハ其年の既に長したまひしを
いへるおり此神いなる事を怒り恨みあまひりとい
ふ事詳なうん此の國に罷らんと言ひしは據りて又る



時ハ御母乃神孔御事によりて父の大神を恨みおする
とつりしごとくはつゆる歎事依せる國をさうべとハ
最初ハ此神ハ天下の事を言依し賜ひしと見えこり
伊弉册神の御國也根の堅洲國ハすおりち根
國也堅洲國とハ傍國といふに同じかるべ
仁天皇紀
ゆゑ舊説ハ根國ハ黄泉の名也地下をいふ由見えこり

纂 疏心得らまび根の堅洲國とハ出雲國をさういふに似

こり伊弉奈彌命彼國におりハはせしるハ彼國の風土
記すも見えこり古語ハ山をバ根といひたり 萬葉集抄

り富士根筑波根越の白根 上世の時に根國といひしを
などいふ即古の遺言なり

後山陽山陰の國といふ古今此言同どるハ糸とさうい
ぬ所異なるにえあるハ淡海の多賀ハ即今近江國犬上

郡多賀郷也カトハ田可とも多何ともさるせり延喜式

に近江國犬上郡多何神社と見えハ此大神の坐せし
神跡也淡海の字舊事紀ハ淡路と見えハ傳写の誤れ

るなり古事記ハ淡海とさるせり夜良比ハ上古の語

可身通
卷之一
春之一

驅逐事をかくいひ也



古史通卷之一終

